

# 兵庫県公報

平成27年12月18日 金曜日 第 2758 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	5
○ 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定（河川整備課）	6
○ 平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	6
○ 平成23年兵庫県告示第347号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	7
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	8
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告	11
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	13
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	15

## 告 示

### 兵庫県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町寺坂字長谷口79の1
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1041号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町佐田字イノヲ1の2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1042号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町香良字エンゾ谷2123から2125まで、2126の1
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字エンゾ谷2123から2125まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2126の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1043号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市市島町徳尾字谷上486、489、字風呂ノ奥2192の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字谷上486、489、字風呂ノ奥2192の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1044号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市市島町下鴨阪字上ノ山1022の1・1023の2・1024の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1020、1021の1から1021の4まで、1022の2、1023の1、1024の2、1024の3、1025の1から1025の3まで、1025の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ノ山1020・1025の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1045号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町乙河内字萩原1077の1、字勘大次2001の2、2001の3、2004の1、2004の2、2005、2005の1、2006から2010まで、2010の1から2010の4まで、2010の7、2011、2013から2015まで、2017の1から2017の3まで、2018、2019、2019の1、2020から2024まで、2026から2030まで、2030の1、2031

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勘大次2006・2010（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2005、2005の1、2011、2015、2017の1から2017の3まで、2024、2026

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1046号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社籠谷  
高砂市荒井町御旅2丁目1番17号  
代表取締役社長 栗原直樹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社籠谷浜風工場  
高砂市荒井町新浜2丁目9番21号

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後
排水口名		No. 1	No. 1
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	250	360
	最大	260	395
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6	5.8~8.7
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	18	12
	最大	28	16
化学的酸素要求量	通常	18	12

(単位 mg/L)	最 大	28	18
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	15	8
	最 大	20	10
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10	6.6
	最 大	15	12
燐 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1	0.66
	最 大	2	1.5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1	0.65
	最 大	1.5	1.2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月18日から平成28年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第1047号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
赤穂市中山字川久保堤ノ外534番1、534番8、542番1、542番2、542番7の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物



**兵庫県告示第1048号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成27年11月30日から平成28年3月25日まで
- 3 作業地域  
加西市の一部



**兵庫県告示第1049号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 1. 2号中央幹線

3. 3. 32号須磨多聞線

3 事業施行期間

平成7年3月31日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第1050号

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成28年1月1日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月18日

河川管理者

兵庫県知事 井戸敏三

河川名	区域	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
二級河川千種川水系千種川	上流端 坂越橋より下流 下流端 海に至る	船舶、係留のために用いる物件
二級河川大津川水系大津川	上流端 船渡橋より下流 下流端 海に至る	船舶、係留のために用いる物件



兵庫県告示第1051号

平成23年兵庫県告示第346号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

富田Ⅲ(114010017)の項中別図17、大野(1)Ⅲ(114010031)の項中別図31、上野Ⅲ(114010033)の項中別図33、水尾Ⅱ(114010039)の項中別図39、落方Ⅲ(114010040)の項中別図40、出会(2)Ⅲ(114010045)の項中別図45、合山(2)Ⅲ(114010049)の項中別図49、住吉(2)Ⅲ(114010061)の項中別図61、上比延Ⅰ(114010069)の項中別図69、比延(1)Ⅲ(114010070)の項中別図70、出合川ⅡⅠ(214010031)の項中別図124、出合川ⅠⅠ(214010033)の項中別図126、こやの谷Ⅰ(214010070)の項中別図163を改める。



兵庫県告示第1052号

平成23年兵庫県告示第347号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備



大伏Ⅲ (114020032)	西脇市黒田庄町大伏 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松尾原(4)Ⅲ (114020038)	西脇市黒田庄町門柳 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
松尾原(5)Ⅲ (114020039)	西脇市黒田庄町門柳 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
喜多(1)Ⅲ (114020040)	西脇市黒田庄町喜多 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
喜多(2)Ⅲ (114020041)	西脇市黒田庄町喜多 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大笹新田(2)Ⅲ (114020042)	西脇市黒田庄町岡 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
津万井(2)Ⅲ (114020046)	西脇市黒田庄町津万井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
出合川2 I (214010031)	西脇市合山町 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
出合川1 I (214010033)	西脇市合山町 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
こやの谷 I (214010070)	西脇市高嶋町 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり

(別図 1 から別図23までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1054号**

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第37条の3 第1項の規定により、地方港湾赤穂港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成28年1月1日から施行する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月18日

赤穂港港湾管理者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 放置等を禁止する区域

昭和30年兵庫県告示第602号で指定した港湾区域のうち、次の点を結んだ線より以北の港湾区域で次の図で示す範囲

イ点 赤穂市加里屋字東沖手1062番地先

ロ点 同 市西浜町3016番1地先

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 放置等を禁止する物件

船舶、ブイ・アンカー等の係留のために用いる物件



**兵庫県告示第1055号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15 (収入証紙売りさばき人の名称等) の一部を次のように改正し、平成27年12



月18日から適用する。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「	有限会社マサヤ	有限会社マサヤ本店	揖保郡太子町矢田部	」
---	---------	-----------	-----------	---

を

「	有限会社マサヤ 有限会社神戸商業開 発研究所	有限会社マサヤ本店 ファミリーマート西神南店	揖保郡太子町矢田部 神戸市西区井吹台東町	」
---	------------------------------	---------------------------	-------------------------	---

に改める。

## 公 告

### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
16	神戸市垂水区福田一丁目31番	1,341.03	宅地
17	神戸市垂水区塩屋台二丁目730番2	1,613.81	宅地
18	養父市八鹿町九鹿字越東232番6	552.19	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
  - なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

### 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ

(2) 配布期間及び申込期間

平成27年12月18日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号16

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年1月20日（水）午前10時30分から

(2) 物件番号17

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年1月20日（水）午後2時から

(3) 物件番号18

ア 場所

養父市八鹿町下網場320

但馬県民局八鹿庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年1月21日（木）午後2時から

### 6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

### 7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

## 教 育 委 員 会 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月18日

契約担当者

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

#### 1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県立歴史博物館ほか7施設で使用する電気 予定数量5,557,770キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4938

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

#### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成27年12月18日（金）から平成28年1月13日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 担当 木原  
電話 (078) 341-7711 内線5758

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

平成27年12月21日（月）から平成28年1月13日（水）まで（県の休日を除く。）

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

## (3) 開札の日時及び場所

日時 平成28年2月3日（水）午前10時から

場所 兵庫県教育委員会事務局社会教育課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成28年2月2日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年1月13日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記5(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、5(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshiro Takai, Superintendent of Education, Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 5,557,770 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by direct delivery

17:00 February 2, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Miss. Kihara, Social Education Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 Ext. 5758

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第398号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月18日

兵庫県公安委員会

委員長 辰 馬 章 夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
平成28年2月1日（月）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
    - イ 追加取得講習  
平成28年2月4日（木）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、2月9日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
    - オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間  
新規取得講習及び追加取得講習共に平成28年1月5日（火）から同月15日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
- 5 申込先  
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ロ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ハ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ニ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ロ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ハ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ニ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第399号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平

成17年国家公安委員会規則第20号) 第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月18日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び実施場所
  - (1) 実施日時  
平成28年3月26日(土) 午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成28年1月8日(金) から同年3月11日(金) までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
    - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。



7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046